



令和 8 年度

日高市水道水質検査計画



令和 7 年度に完成となった武蔵台配水場。

日高市では、水道水が安全であることを保証するために水質検査を行っています。水質検査の適切性を確保するために検査項目等を定めた『令和 8 年度日高市水道水質検査計画』を策定しました。

令和 8 年度水質検査計画の内容 (目次)

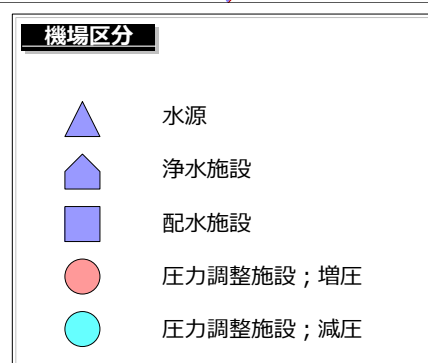
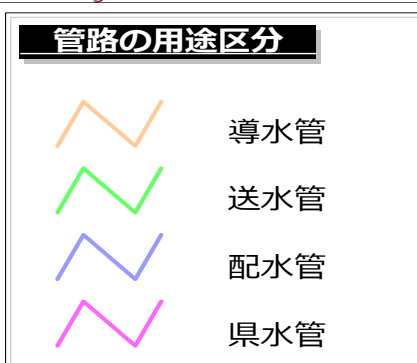
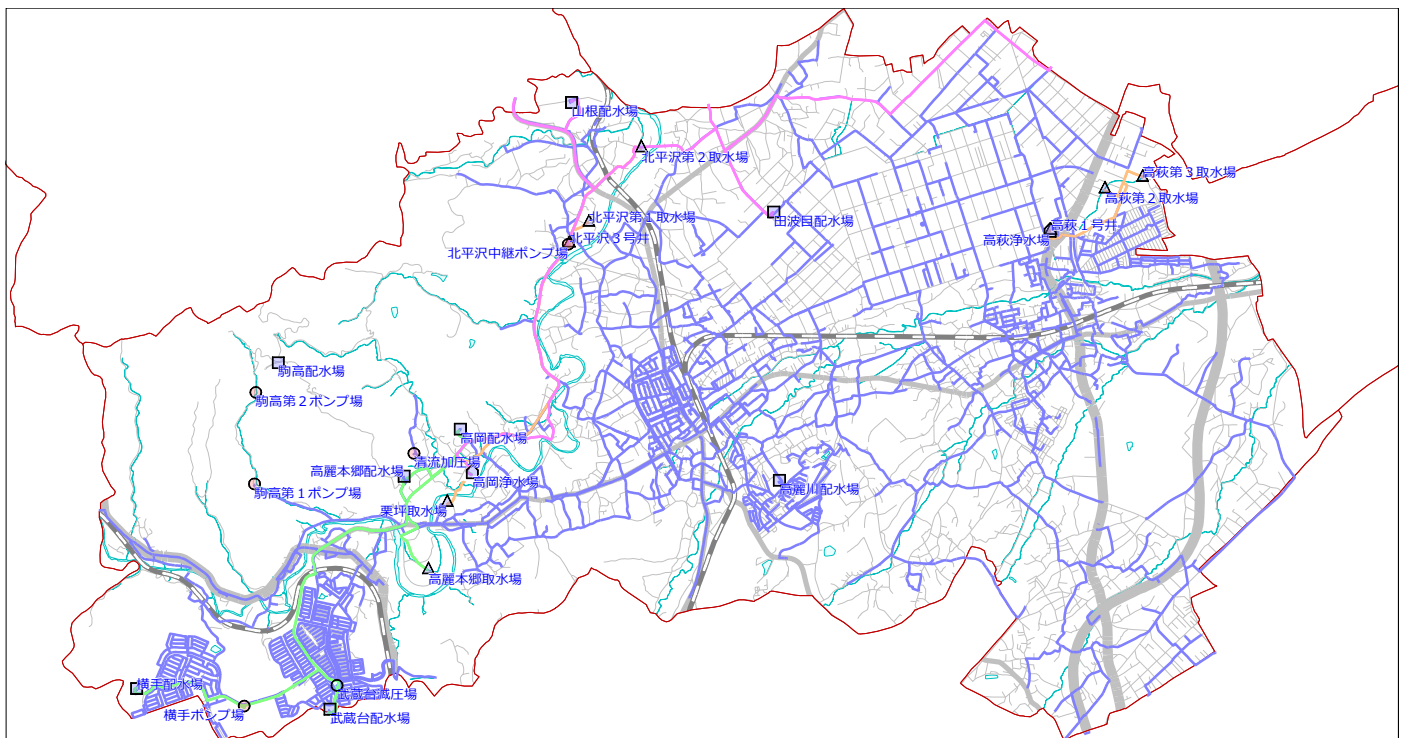
1 基本方針	P 2	10 水質検査の精度管理と信頼性	P 7
2 水道事業の概要	P 2	11 関係者との連携	P 7
3 水道の原水の状況	P 5	12 放射性物質の検査	P 7
4 水質管理上留意すべき事項	P 5	別表 1 令和 8 年度 浄水水質検査回数 (基準項目)	P 8
5 検査地点	P 6	別表 2 令和 8 年度 浄水水質検査回数 (水質管理目標設定項目)	P 9
6 水質検査項目と検査頻度	P 6	別表 3 令和 8 年度 原水水質検査測定頻度 (基準項目)	P 10
7 水質検査方法	P 6	別表 4 令和 8 年度 水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく指標菌及び測定頻度	P 11
8 臨時の水質検査	P 7	別表 5 令和 8 年度 埼玉県水道水質管理計画に基づく	P 12
9 水質検査結果の公表	P 7	別表 5-1 水質検査測定頻度 (回/年)及び(農薬類)	P 13

1 基本方針

- (1) 検査地点は、原水は各水源と浄水場の入口とし、浄水は、配水系統ごとの末端給水栓とします。
配水系統は、武蔵台及び横手配水系統、高麗本郷配水系統、高岡及び高麗川配水系統、山根配水系統並びに高萩配水系統です。
- (2) 検査項目は、色、濁り及び消毒の残留効果（以下「一日1回行う検査」という。）、水質基準項目、水質管理目標設定項目とします。
- (3) 検査頻度は、検査地点や項目によって異なりますが、水道水の安全性の確認や浄水管理に十分と考えられる頻度で行います。
- (4) 原水の水質検査は、すべての水源（井戸）について水質基準項目（消毒副生成物及び味を除く。）を年1回行うとともにクリプトスポリジウムとジアルジア及び、これらの指標菌の検査を各水源か浄水場の入口で行います。
- (5) 埼玉県水道水質管理計画において水道水源監視地点として選定されている水源については、同計画に基づいて検査を実施します。

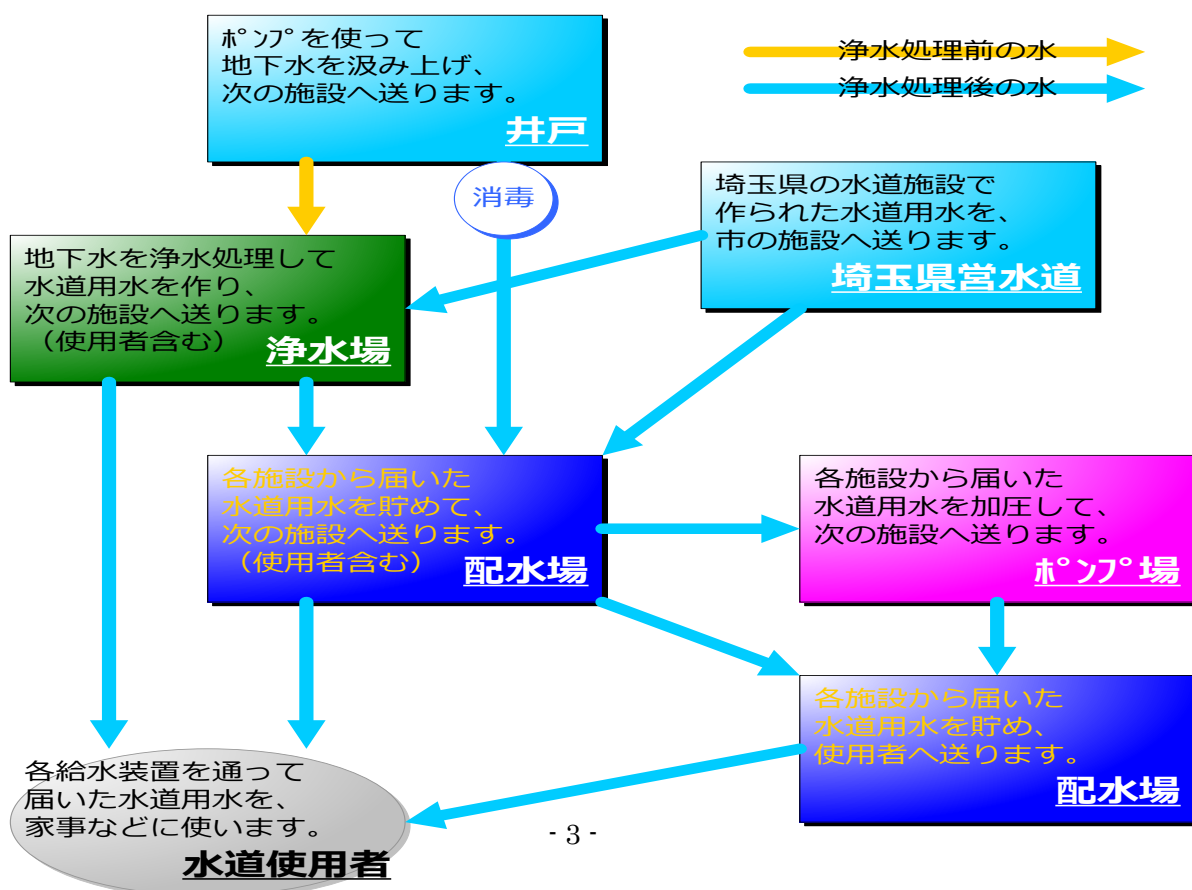
2 水道事業の概要

- (1) 水道事業の給水区域は、日高市全域です。



(2) 浄水場等の概要は、次のとおりです。

施設名称	所在地	水源名称及び種別等	施設能力 (配水池容量)	浄水処理方法
高岡浄水場	高岡	井戸(4箇所)及び 浄水受水(県水)	10,000 m ³ /日	凝集沈澱 急速ろ過方式
高麗本郷浄水場	高麗本郷	浅井戸(1箇所)	3,300 m ³ /日	紫外線照射・消毒
高萩浄水場	旭ヶ丘	深井戸(3箇所)	3,500 m ³ /日	急速ろ過方式 (酸化接触ろ過)
横手配水場	横手	高岡浄水場系統	880 m ³	
武蔵台配水場	武蔵台	高岡浄水場系統	4,500 m ³ 2,100 m ³	(旧配水池) (新配水池)
高麗本郷配水場	高麗本郷	高岡浄水場系統及び 高麗本郷浄水場系統	3,000 m ³	
高岡配水場	高岡	高岡浄水場系統	6,000 m ³	
田波目配水場	田波目	浄水受水(県水)	1,500 m ³	
高麗川配水場	中鹿山	高岡浄水場系統	1,500 m ³	
山根配水場	山根	高岡浄水場系統及び 浄水受水(県水)	360 m ³	



(3) 令和7年度の事業概要は次のとおりです。

区 分		内 容	
給水人口	(人)	令和6年度末	54,014
普及率	(%)	令和6年度末	99.9
給水戸数	(戸)	令和6年度末	25,329
計画一日最大給水量	(m ³)		24,600
一日最大給水量	(m ³)	令和6年度	21,581
一日平均給水量	(m ³)	令和6年度	19,852

3 水道の原水の状況

水源は、河川水と地下水からなっています。河川水は、埼玉県営水道（埼玉県企業局）から浄水（浄化された水道水）を受水しており、地下水は、本市所有の井戸から汲み上げて取水しています。

令和6年度のそれぞれの内訳は、次のとおりです。

水源種別	水源名称	年間取水（受水）量	割 合
河川水	県水	3,949千立方メートル	53.6
地下水 (自己水)	北平沢水源	1,636千立方メートル	(47.9)
	栗坪水源	47千立方メートル	(1.3)
	高麗本郷水源	1,186千立方メートル	(34.7)
	高萩水源	548千立方メートル	(16.0)
	自己水計	3,417千立方メートル	46.4
計		7,366千立方メートル	100.0

4 水質管理上留意すべき事項

当市独自の水源は地下水であるため良好な水質となっていますが、水質管理上留意すべき項目を次に示します。

	北平沢・栗坪・高麗本郷水源	高萩水源
原水汚染の要因等	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による濁りの発生 ・農薬散布 ・家庭排水等 ・有機塩素化合物による汚染 	<ul style="list-style-type: none"> ・原水中にふくまれるマンガン
水質管理上留意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・農薬類 ・耐塩素性病原生物 ・有機塩素化合物 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンガン ・耐塩素性病原生物

5 検査地点

検査地点は、浄水については配水系統ごとの給水栓とし、原水については各水源（井戸）及び浄水場の入口とします。

その内容は次のとおりです。

(1) 浄水における基準項目・水質管理目標設定項目の検査地点

配水系統	検査地点
武蔵台及び横手	日高市横手地内
高麗本郷	日高市大字高麗本郷地内
高岡及び高麗川	日高市大字下鹿山地内
高萩	日高市大字高萩地内
山根	日高市大字山根地内

(2) 一日1回行う検査の検査地点

配水系統	検査地点
武蔵台及び横手	日高市横手地内
	日高市大字久保地内
高麗本郷	日高市大字栗坪地内
高岡及び高麗川	日高市大字下鹿山地内
	日高市大字高富地内
高萩	日高市高萩東地内
山根	日高市大字山根地内

6 水質検査項目と検査頻度

水質検査項目及び検査頻度は、次のとおりです。

- (1) 浄水基準項目については、別表1のとおりです。
- (2) 水質管理目標設定項目については、別表2のとおりです。
- (3) 原水基準項目については、別表3のとおりです。
- (4) クリプトスポリジウム及びその指標菌については、別表4のとおりです。
- (5) ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については、令和8年4月から水道基準項目となり、定期的な水質検査が義務化となりました。
- (6) 埼玉県水道水質検査計画に基づいて行う水質検査については、高麗本郷水源を別表6のとおり行います。

7 水質検査方法

- (1) 浄水における基準項目・水質管理目標設定項目と原水については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団に委託して行います。

- (2) 一日1回行う検査は、水道使用者の方に委託して行います。
- (3) 埼玉県水道水質管理計画に基づいて行う検査については、埼玉県衛生研究所に委託して行います。

8 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような水質変化があり、給水栓からの水道水が水質基準値を超えるおそれがある場合には、必要に応じて行います。

- (1) 原因不明の濁りが生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (2) 水質事故等の影響により水源に異常があったとき
- (3) 浄水処理過程に異常があったとき
- (4) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (5) その他特に必要があると認められるとき

9 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を公表します。

10 水質検査の精度管理と信頼性

水質検査機関に対し、立入検査の実施、内部精度管理及び外部精度管理に関して報告をさせることとします。

11 関係者との連携

水道における水質事故発生の場合には、国、埼玉県、日高市等の関係各機関と連携し、情報交換を図りながら、対策を講じます。

12 放射性物質の検査

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に関連した放射性物質の検査を、厚生労働省が示すゲルマニウム半導体検出器を用いた検査方法で3カ月に1回以上の検査を行います。

この検査結果については、随時 HP 等で公表していきます。

問い合わせ先

所在地 日高市大字高岡150番地

日高市上・下水道部 水道課

電話 042-989-2363

FAX 042-985-1930

ホームページ <http://www.city.hidaka.lg.jp/>



別表 1

令和8年度 浄水水質検査回数 (基準項目)

項目	単位	基準値等	給水系					
			高萩 浄水場系	武蔵台 及び横手 配水場系	高岡及び 高麗川 配水場系	高麗本郷 配水場系	山根 配水場系	
1	一般細菌	個/ml	100	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
2	大腸菌		検出されないこと	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003	4	4	4	4	4
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005	4	4	4	4	4
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01	4	4	4	4	4
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01	4	4	4	4	4
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01	4	4	4	4	4
8	六価クロム化合物	mg/l	0.02	4	4	4	4	4
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04	4	4	4	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10	4	4	4	4	4
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8	4	4	4	4	4
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0	4	4	4	4	4
14	四塩化炭素	mg/l	0.002	4	4	4	4	4
15	1,4-ジクロロベンゼン	mg/l	0.05	4	4	4	4	4
16	トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	4	4	4	4	4
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02	4	4	4	4	4
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	4	4	4	4	4
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01	4	4	4	4	4
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	mg/l	0.00005	4	4	4	4	4
21	ベンゼン	mg/l	0.01	4	4	4	4	4
22	塩素酸	mg/l	0.6	4	4	4	4	4
23	クロロ酢酸	mg/l	0.02	4	4	4	4	4
24	クロロホルム	mg/l	0.06	4	4	4	4	4
25	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03	4	4	4	4	4
26	ジブromクロロメタン	mg/l	0.1	4	4	4	4	4
27	臭素酸	mg/l	0.01	4	4	4	4	4
28	総トリクロロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	mg/l	0.1	4	4	4	4	4
29	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03	4	4	4	4	4
30	ブromジクロロメタン	mg/l	0.03	4	4	4	4	4
31	ブromホルム	mg/l	0.09	4	4	4	4	4
32	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08	4	4	4	4	4
33	亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0	4	4	4	4	4
34	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2	4	4	4	4	4
35	鉄及びその化合物	mg/l	0.3	4	4	4	4	4
36	銅及びその化合物	mg/l	1.0	4	4	4	4	4
37	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200	4	4	4	4	4
38	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05	1 2	4	4	4	4
39	塩化物イオン	mg/l	200	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/l	300	4	4	4	4	4
41	蒸発残留物	mg/l	500	4	4	4	4	4
42	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2	4	4	4	4	4
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオ)	mg/l	0.00001	1	12	12	12	12
44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネ)	mg/l	0.00001	1	12	12	12	12
45	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02	4	4	4	4	4
46	フェノール類	mg/l	0.005	4	4	4	4	4
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	3	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
48	pH値		5.8以上8.6以下	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
49	味		異常でないこと	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
50	臭気		異常でないこと	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
51	色度	度	5	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
52	濁度	度	2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
検査機関			坂戸、鶴ヶ島水道企業団	鶴ヶ島浄水場	水質検査室			
備考								

別表2

令和8年度 浄水水質検査回数(水質管理目標設定項目)

項目	単位	目標値	給水系統				
			高萩 浄水場系	高麗本郷 配水場系	武蔵台 及び横手 配水場系	高岡及び 高麗川 配水場系	山根 配水場系
アンチモン及びその化合物	mg/l	0.02以下	2	2	2	2	2
ウラン及びその化合物	mg/l	0.002以下	2	2	2	2	2
ニッケル及びその化合物	mg/l	0.02以下	2	2	2	2	2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	2	2	2	2	2
トルエン	mg/l	0.4以下	2	2	2	2	2
フタル酸 ^ナ (2-エチルキシル)	mg/l	0.08以下	2	2	2	2	2
亜塩素酸※2	mg/l	0.6以下	-	-	-	-	-
二酸化塩素※2	mg/l	0.6以下	-	-	-	-	-
ジクロロアセトニトリル	mg/l	0.01以下	2	2	2	2	2
抱水ケイ酸	mg/l	0.02以下	2	2	2	2	2
農薬類		検出値と目標値の 比の和として1以下	-	-	-	-	-
残留塩素※4	mg/l	1以下	-	-	-	-	-
カルシウム、マグネシウム等(硬度)※1	mg/l	10以上 100以下	-	-	-	-	-
マンガン及びその化合物※1	mg/l	0.01以下	-	-	-	-	-
遊離炭酸	mg/l	20以下	2	2	2	2	2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下	2	2	2	2	2
メチル-tert-ブチル-フェニル	mg/l	0.02以下	2	2	2	2	2
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)※5	mg/l	3以下	-	-	-	-	-
臭気強度(TON)※6		3以下	-	-	-	-	-
蒸発残留物※1	mg/l	30以上 200以下	-	-	-	-	-
濁度※1	度	1以下	-	-	-	-	-
pH値※1		5.8以上8.6以下	-	-	-	-	-
腐食性(ランゲリア指数)		極力0に近づける	2	2	2	2	2
従属栄養細菌	個/ml	2000以下	2	2	2	2	2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	2	2	2	2	2
アルミニウム及びその化合物※1	mg/l	0.1以下	-	-	-	-	-
検査機関	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 鶴ヶ島浄水場 水質検査室						
備考	<p>※1 基準項目として検査を行っていることから検査は行いません。</p> <p>※2 水道の資機材に由来するもので、当市においては使用していないことから検査を省略します。</p> <p>※3 農薬類に関しては、埼玉県生活衛生課が農薬検査を実施しているので、市では改めて検査は行いません。</p> <p>※4 一日1回行う検査として実施していることなどから、特に検査は行いません。</p> <p>※5 基準項目として有機物(TOC)の検査を行っていることから検査は行いません。</p> <p>※6 基準項目において臭気を検査していることから検査は行いません。</p> <p>検査は、7月と1月に行います。</p>						

別表3

令和8年度 原水水質検査測定頻度 (基準項目)

項目	単位	基準値 ※参考値 (浄水の場合)	水源名称						
			北平沢 第一水源	北平沢 第二水源	栗坪 水源	高麗本郷 水源	高萩 第一水源	高萩 第二水源	高萩 第三水源
一般細菌	個/ml	100以下	1	1	1	1	1	1	1
大腸菌		検出されないこと	1	1	1	1	1	1	1
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	1	1	1	1	1	1	1
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	1	1	1	1	1	1	1
セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1
ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1
六価クロム化合物	mg/l	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1
亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	1	1	1	1	1	1	1
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	1	1	1	1	1	1	1
フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	1	1	1	1	1	1	1
ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1
四塩化炭素	mg/l	0.002以下	1	1	1	1	1	1	1
1,4-ジシクロヘキサン	mg/l	0.05以下	1	1	1	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	1	1	1	1	1	1	1
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	mg/l	0.00005以下	1	1	1	1	1	1	1
ベンゼン	mg/l	0.01以下	1	1	1	1	1	1	1
亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1
アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	1	1	1	1	1	1	1
鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	1	1	1	1	1	1	1
銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	1	1	1	1	1	1	1
ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	1	1	1	1	1	1	1
マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	1	1	1	1	1	1	1
塩化物イオン	mg/l	200以下	1	1	1	1	1	1	1
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/l	300以下	1	1	1	1	1	1	1
蒸発残留物	mg/l	500以下	1	1	1	1	1	1	1
陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	1	1	1	1	1	1	1
(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名ジオスミン)	mg/l	0.00001以下	1	1	1	1	1	1	1
1,2,7,7-テトラメチルピシクロ [2,2,1]ヘプタン-2-オール (別名2-メチルボルネオール)	mg/l	0.00001以下	1	1	1	1	1	1	1
非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	1	1	1	1	1	1	1
フェノール類	mg/l	0.005以下	1	1	1	1	1	1	1
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	3以下	1	1	1	1	1	1	1
pH値		5.8以上8.6以下	1	1	1	1	1	1	1
臭気		異常でないこと	1	1	1	1	1	1	1
色度	度	5以下	1	1	1	1	1	1	1
濁度	度	2以下	1	1	1	1	1	1	1
検査機関	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 鶴ヶ島浄水場 水質検査室								
	基準値等は、浄水 (浄化された水) に適用されるもので、原水に適用されるものではありません。								

別表4

令和8年度
水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく指標菌及び測定頻度

	測定頻度（回／年）	
	指標菌 （大腸菌（MPN）、 嫌気性芽胞菌）	クリプトスポリジウム ・ジアルジア
北平沢第1・第2水源	12	2
高麗本郷水源	12	2
高萩第1・第2・第3水源	12	2
栗坪水源	12	2

令和8年度 埼玉県水道水質管理計画に基づく水質検査測定頻度 (回/年)

管理目標設定項目 12項目+農薬類

番号	項目	R8目標値 (mg/l)	備考	高麗本郷水源
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下		2
2	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)		2
3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下		2
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		2
5	トルエン	0.4 以下		2
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下		2
7	ジクロロアセトニトリル ※1	0.01 以下(暫定)		2
8	抱水クロラール ※1	0.02 以下(暫定)		2
9	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下		2
10	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 以下		2
11	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下		2
	農薬類 ※2	検出値と目標値の比の 和として、1以下	18項目	1
	検査機関	埼玉県衛生研究所		
	備考	<p>消毒副生成物以外の項目は、原水について検査を行います。</p> <p>※1 消毒副生成物であるため、浄水について検査を行います。</p> <p>※2 農薬類の検査項目については、別表6-1のとおりです。</p> <p>検査は、農薬類については7月または8月に、その他については7月または8月と1月または2月に行います。</p>		

別表5-1

令和8年度 埼玉県水道水質管理計画に基づく水質検査測定項目(農薬類)

	項 目	用 途	目 標 値	単 位	備 考
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05	mg/l	
2	2, 4-D (2, 4-PA)	除草剤	0.02	mg/l	
3	MCPA	除草剤	0.05	mg/l	
4	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	mg/l	
5	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002	mg/l	
6	カルボフラン	代謝物	0.0003	mg/l	
7	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05	mg/l	
8	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	mg/l	
9	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02	mg/l	
10	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03	mg/l	
11	シハロホップブチル	除草剤	0.006	mg/l	
12	シマジン(CAT)	除草剤	0.003	mg/l	
13	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003	mg/l	
14	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02	mg/l	
15	トリクロピル	除草剤	0.006	mg/l	
16	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005	mg/l	
17	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	mg/l	
18	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005	mg/l	
19	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.01	mg/l	
20	フェントエート(PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007	mg/l	
21	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03	mg/l	
22	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004	mg/l	
23	モリネート	除草剤	0.005	mg/l	
検査機関		埼玉県衛生研究所			
備考		番号は、農薬類の対象農薬リストのものです。			